

京都市告示第124号

平成15年10月10日京都市告示295号（公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値の決定）の一部を平成17年12月5日から次のように改正します。

平成17年12月5日

京都市長 榎本 頼兼

「

錦林市営住宅	第1棟から第7棟まで, 第9棟から第13棟まで, 第16棟及び第17棟		0.7588
	第18棟から第22棟まで		0.9088

」

を

「

錦林市営住宅	第1棟から第7棟まで, 第9棟から第13棟まで, 第16棟及び第17棟		0.7588
	第18棟から第22棟まで		0.9088
	第(K)1棟		0.9588

」

に改める。

(都市計画局住宅室住宅管理課)